

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和5年度 長商第145号
委託業務名称	回遊性向上促進トライアル業務
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	湖の辺のまち長浜未来ビジョンのコンセプト「びわ湖とまちをつなぐ」に基づき、びわ湖畔とまちなかに来訪者を引き付けるランドマークを設置することで、両エリア間の回遊性の向上を図る。
履行期間	令和5年8月5日 から 令和6年3月22日
契約年月日	令和5年8月4日
契約額(税込)	2,500,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市元浜町7番5号 [商号又は名称] 長浜まちづくり株式会社
契約相手方の選定理由	長浜まちづくり株式会社は、中心市街地のトータルマネジメントを目的として設立された法人であり、令和2年度から3年度にかけては、中心市街地活性化基本計画に代わる新たなまちづくり方針となる、湖の辺のまち長浜未来ビジョンの策定支援業務に取り組む中で、様々な調査・研究を行い、中心市街地活性化に関するデータ・ノウハウをさらに蓄積されたところである。 湖の辺のまち長浜未来ビジョンのコンセプト「びわ湖とまちをつなぐ」に基づき、地域住民に参画頂きながら実施する当該取組は、昨年度長浜まちづくり株式会社が受託され、200名以上の市民参画型のワークショップにより地域住民と一体となって、地域のまちづくりを考える機会が提供され、今年度事業は、昨年度事業の反省を踏まえつつ、事業目的達成に向け継続して実施しようとするものである。 以上のことから、専門的な知見を有する長浜まちづくり株式会社が、当該業務に関与することで、地域住民との意思疎通を図りながら、迅速かつ的確に課題の整理・調査研究を行うことができるため、業務の性質上代替性が無いものと判断し、同者への一者随意契約とします。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>